

## 例規管理及び法令・財務実務効率化システム仕様書

### 1 基本仕様

#### (1) システム環境

ア LGWAN-ASP 方式によりサービスを提供できる構成とすること。

イ 職員が使用する LGWAN 系パーソナルコンピューター端末から、例規管理システム(例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査)及び支援システムを利用できる環境を実現するため、特別なソフトウェアをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

##### 【動作環境】

- 使用PC数：約100台
- OS：Windows 10以上
- ブラウザ：Microsoft Edge(Chromium版)、Google Chrome
- 回線接続：LGWAN接続

#### ウ サーバ環境

(ア) サーバを設置する施設は、物理的な堅牢性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れた施設とすること。

(イ) サーバルームは、入退室の管理体制を備えていること。

(ウ) サーバは、システム運用に支障がない十分なスペックを有すること。

(エ) ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能を備え、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。

(オ) データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

#### (2) 例規管理システムの初期構築対象

ア データベースは、令和6年10月1日内容現在の本町例規集の現行例規(約690件)を対象として構築し、令和7年1月1日までに制定された制定改廃内容データを反映させるものとする。

イ データベースの構築に当たり、資料の提供方法は以下のとおりとする。これらの文字情報から、字下がり体裁やリンク情報等を付加したデータベースを構築すること。

(ア) 現行例規 本町のホームページ等から入手するものとする。ただし、データの利用は、例規の文字情報(別表、様式、図等を含む。)の利用に限る。

(イ) 廃止例規 例規の文字情報(別表、様式、図等を含む。)のデータ(当該文字情報をWordファイルに貼り付けたもの)を本町が提供する。

(ウ) 過去例規、過去原議、改正履歴 原議の形(テキストデータ又は紙)で本町が提供する。なお、過去例規、改正履歴(施行年月日単位)の作成に当たっては、過去原議を元に作成すること。

#### (3) 例規管理システム仕様

ア 例規管理システム 次の機能を有し、効率的に例規を検索し、施行日単位でデータを蓄積するとともに、法令情報・例規整備情報などと連携する拡張機能により、効率よく正確

な業務遂行が可能となるシステムであること。

(ア) 検索機能

- a 用語、題名、体系、年月日、五十音、種別、番号により検索が可能であること。
- b 指定した法令・例規が引用されている例規を検索できること。
- c 収録した過去原義を検索できること。
- d 施行時点検索機能 指定した年月日で施行されている例規を表示(閲覧)できる機能。

(イ) 一覧表示機能

- a 検索結果を、題名及び検索時に指定した用語ヒット一覧として同時に表示ができること。
- b 例規更新状態、最終改正公布日を例規名とともに表示ができること。

(ウ) 条文表示機能 例規本文、原議本文を表示できる機能。全文検索実行後は、複数の用語でヒットした箇所を色付けで表示できること。

(エ) ダウンロード・出力機能 条文表示機能等により表示された条文(検索結果によるものを含む。)、様式をリッチテキスト形式でダウンロードできること。また、当該条文に対する過去原義に基づく新旧対照表も同様とする。

(オ) 履歴管理機能(改正・廃止) 例規の改正及び廃止につき、(システム導入時点から)施行日単位で管理できること。

(カ) セキュリティ機能 例規管理システムへのログイン ID、パスワード認証等によるセキュリティ機能を有すること。また、当該セキュリティに係る設定を使用者側の設定により行えること。

(キ) 例規原議管理機能 例規原議(制定・改正文等)をサーバ上に登録し、一元管理できること。また、登録された原議情報は、対象例規の施行沿革から閲覧及び横断検索できること。なお、原議の投稿は、Word ファイルでシステムにより行うことができること。

(ク) 法令等へのリンク機能 例規の引用法令等から、当該法令を表示できること。

イ 例規立案・審査システム 次の機能を有し、例規の改正文の作成(立案)を効率的に行うことを可能とするとともに、職員の法制執務能力の向上に資するもの。

(ア) 見え消し編集による案の作成を可能とする機能

(イ) 見え消し編集による案の作成過程での改め文の生成状況を確認できる機能

(ウ) 法令構造、用字・用語、引用法令・例規などをチェックできる機能

(エ) 改正後条文の審査が終了した時点で、本町が指定する体裁で改め文・新旧対照表が出力できる機能

(オ) 見え消し編集の内容が反映された状態で、該当例規の条文が生成される機能

(カ) 立案審査システムを利用せずに作成された改め文や、新規制定する条文をデータで読み込み、立案登録・審査が行える機能

ウ 法令改廃情報提供システム

(ア) 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けて確認できること。

(イ) 制定・改廃のあった法令本文の表示に加え、改正履歴の見え消し表示や、新旧対照表

を参照できること。

- (ウ) 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。
- (エ) 公布法令の条文の読解を補助する機能を有していること。
- (オ) 制定・改正された法令の概要や、それに伴う例規整備の情報を閲覧できること。
- (カ) モデル例規の情報収集が可能であること。
- (キ) 定期的に法令の改廃及びそれに伴う例規への影響の有無をメールで伝達すること。

#### エ 法令検索システム

- (ア) 現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。
  - (イ) 用語、題名、年月日、種別・番号で検索できること。
- (4) 支援システム仕様 地方自治法(関係政令を含む。)及び地方財政法をはじめとする財務実務に関する条文解説等の制度解説情報が集積されており、法令等の制定及び改廃に伴い内容が更新されるとともに、収集したい情報をジャンル又はキーワード(フリーワード)から検索できるなど、入庁歴を問わず職員が制度理解を効率的に深めるために有効な機能を有すること。

#### (5) システム操作のサポート

- ア 操作マニュアルの提供
- イ システム操作説明(導入時及び導入後年1回程度の説明会を行うことを含む。)
- ウ 各職員が直接操作方法を照会できる窓口を設けること。

#### (6) データ更新(例規管理システムのみ)

- ア 年4回以上の内容更新を行うことができること。
- イ 更新時に本町が提供する原議データを登載すること。
- ウ 更新データの作成及び更新は、本町が原議を提供してから30日以内に行うこと。
- エ 更新を行うための原議資料は、データ(word、Excel)で本町が提供する。
- オ 年間の更新件数は、制定例規、改正例規、廃止例規の合計で150件程度である。

#### (7) 公開用データの作成(例規管理システムのみ) 体系、五十音、所管情報から例規を検索し、閲覧できる例規集HTMLデータを格納したCD-ROMをデータ更新の都度作成すること。なお、未施行条文については、その比較参照が可能であること。

## 2 システムの保守について

- (1) システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応ができるサポートデスク等を設置すること。
- (2) 夜間バッチ処理による前夜時点でのバックアップデータの保管管理や、障害発生に備えた機器の冗長化対策によるデータの復旧など、データの復旧に対し万全の体制を整えること。
- (3) ウィルスチェックソフトの導入により、既知のウィルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。
- (4) メールによる照会受付は随時行い、電話による照会については、営業時間にて対応すること。

※(2)は例規管理システムのみ

### 3 サポート体制

- (1) 操作マニュアル等の提供 本システムの操作マニュアル等をシステム内にて提供すること。
- (2) システム操作研修・説明 システム導入後や契約期間中において、本町と協議して計画的に操作説明研修会を実施すること。
- (3) 操作サポート 各職員が直接操作方法の照会が随時可能となる窓口（電話、メール等）を設置すること。

### 4 その他

- (1) 著作権について 例規管理システムにおける例規データ及びシステムからの出力データの著作権は、本町に帰属するものとする。
- (2) 疑義の決定について 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、両者で協議のうえ、誠意をもって解決すること。

- 5 見積金額の算出方法 見積金額の算出に当たっては、2(4)及び3(2)で示した例規件数、年間更新件数等を基礎として、初期構築費用を含む10年間の必要経費及び契約期間のうち単年度における費用を算出すること。なお、見積書の作成に当たっては、費用の内訳が分かるよう明細を明記すること。